

令和7年度 農作業標準労賃・機械作業料金

木島平村農業委員会
適用期間:令和7年4月1日～

農作業の標準労賃並びに機械作業料金を次のとおり目安として設定します。

- 一日当たりの実労働時間は、8時間を基準とする。
- 機械作業は、機械経費、作業に必要な人件費、燃料費を含む。
- 機械作業は、ほ場の条件(作業の難易、土質、ほ場の大小・形状、移動の距離等)により料金を割増加算する。

作業の種類		金額	単位	
作 業	一般作業	998円	1時間当たり	
	田植作業	998円	1時間当たり	
	菌茸作業	998円	1時間当たり	
機 械	耕耘作業	8,900円	10アール当たり	
	荒しろかき	9,300円	10アール当たり	
	うえしろかき	8,600円	10アール当たり	
	しろかき	12,200円	10アール当たり	3回掛基準 1回増す毎に2,000円
	田植作業	10,200円	10アール当たり	苗代金は含まない 側条施肥の場合は+1,000円、側条施肥+除草剤散布 の場合は+1,500円(肥料及び除草剤代は含まない)
	自脱型コンバイン	27,800円	10アール当たり	結束料金、ヒモ代、籾運搬費は含まない
	もみ乾燥	1,500円	1俵当たり	水分22%を基準とし、これを超える場合は加算できるものとする。
	もみ摺作業	900円	1俵当たり	
	乾燥・調製・包装	2,400円	1俵当たり	袋代は含まない。水分22%を基準とし、これを超える場合は加算できるものとする。
	草刈り作業	11,800円	1日当たり	1時間当たり1,475円
畔ぬり作業	110円	1m当たり		
色彩選別	500円	1俵当たり	色彩選別機を使用した場合加算される。	
ブーム散布	3,700円	10アール当たり	ブーム散布機を使用してほ場の消毒、除草剤の散布をする。	

※ 金額は、消費税込み料金

※ 年度途中で最低賃金の改定があり、農作業労賃が長野県最低賃金を下回るようになった場合は、改定の日から長野県最低賃金となります。